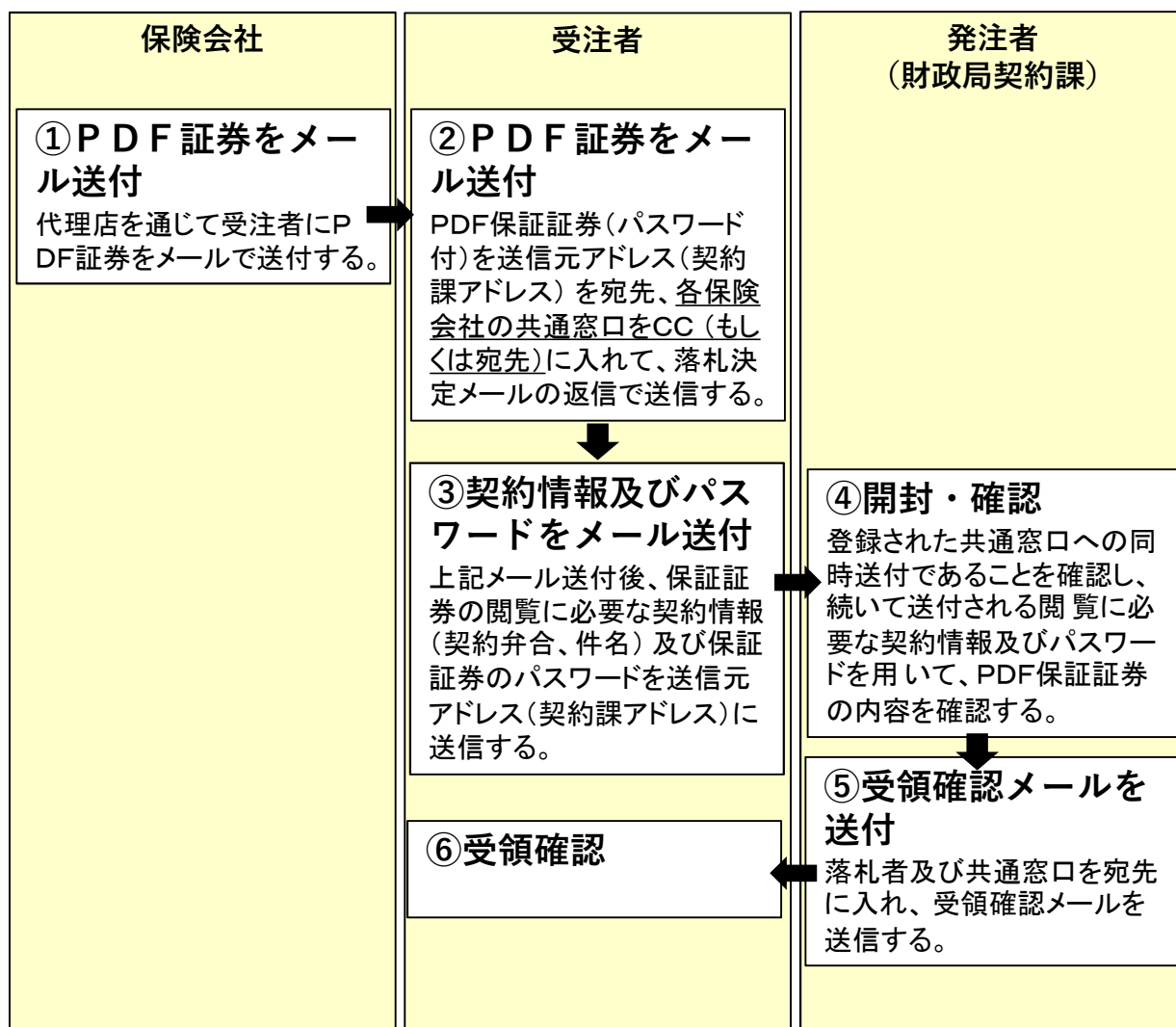


契約の保証に係る保証証券等の電子化に関する暫定的な取扱いについて

- 1 保険証券等の提出又は寄託に代わる措置
約款に定める措置には、PDF発行証券を電子メールにより受注者から財政局契約課に提出する方法を含むものとします。
電子メールによるPDF発行証券の提出は、次の流れによってください。
- ※1 全ての川崎市発注案件が対象ではなく、財政局契約課で契約締結する案件のみが対象です。
- ※2 PDF発行証券を発行する各保険会社の共通窓口連絡先（電子メールアドレス）は、PDF発行証券の申し込みをされる際に契約課までお尋ねください。



- 2 1による取扱いを実施する期間
1による取扱いについては、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの暫定的な取扱いとします。

川崎市財政局資産管理部契約課
 土木契約係 電話：044-200-2099
 建築契約係 電話：044-200-2101
 委託契約係 電話：044-200-2097
 E-Mail：23keiyak@city.kawasaki.jp